羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提案理由

介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定により定める第8期羽曳野市高年者いきいき計画(介護保険事業計画)における介護給付等対象サービスの見込量等に基づき保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い保険料率の算定に関する基準の特例等を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市介護保険条例(平成12年羽曳野市条例第13号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度 まで」に改め、同項第1号中「36,948円」を「36,738円」に改め、同項第2号中「51,727 円」を「51,433円」に改め、同項第3号中「55,422円」を「55,107円」に改め、同項 第 4 号中「66,506 円」を「66,128 円」に改め、同項第 5 号中「73,896 円」を「73,476 円」に改め、同項第6号中「88,675円」を「88,171円」に改め、同号ア中「第35条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加え、「とする。以下この項において」を 「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下」に改め、同項第7 号中「96,064 円」を「95,518 円」に改め、同号ア中「2,000,000 円」を「2,100,000 円」に改め、同項第8号中「110,844円」を「110,214円」に改め、同号ア中「2,000,000 円」を「2,100,000円」に、「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第9号中 「125,623円」を「124,909円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」 に改め、同項第 10 号中「133,012 円」を「132,256 円」に改め、同項第 11 号中「140,402 円」を「139,604円」に改め、同項第12号中「147,792円」を「146,952円」に改め、 同項第 13 号中「155,181 円」を「154,299 円」に改め、同項第 14 号中「162,571 円」 を「161,647円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度 まで」に、「22,168円」を「22,042円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「22,168 円」を「22,042 円」に、「33,253 円」を「33,064 円 | に改め、同条第4項中「令和2年度 | を「令和3年度から令和5年度まで | に、「22,168 円」を「22,042円」に、「51,727円」を「51,433円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第 10 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に 規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれ ている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項(第 6 号ア、 第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合に おいて、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合 において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽曳野市介護保険条例の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新

第3章 保険料

(保険料率)

- 第5条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度 における保険料率は、次の各号に掲げる第1号 被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被 保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当 該各号に定める額とする。
 - (1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 36,738 円
 - (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 51,433 円
 - (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 55,107 円
 - (4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 66,128円
 - (5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 73,476円
 - (6) 次のいずれかに該当する者 88,171円
 - ア 合計所得金額(地方税法(昭和 25 年法律 第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定す る合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税 特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定 の適用がある場合には、当該合計所得金額 から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別 控除額を控除して得た額とし、当該合計所 得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。 以下同じ。)が、1,200,000 円未満である 者であり、かつ、前各号のいずれにも該当 しないもの

イ省略

(7) 次のいずれかに該当する者 95,518円ア 合計所得金額が、1,200,000円以上 2,100,000円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(8) 次のいずれかに該当する者 <u>110,214円</u> ア 合計所得金額が、2,100,000 円以上 IΗ

第3章 保険料

(保険料率)

- 第 5 条 平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1号被保険者(法第 9 条第 1号に規定する第 1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 36,948 円
 - (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 51,727 円
 - (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 55,422 円
 - (4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 66,506 円
 - (5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 73,896 円
 - (6) 次のいずれかに該当する者 <u>88,675 円</u> マ 合計所得を類(地方預法/駅和 25 年法
 - ア 合計所得金額(地方税法(昭和 25 年法律 第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定す る合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税 特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項 又は第 36 条の規定の適用がある場合に は、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得 た額とする。以下この項において同じ。) が、1,200,000 円未満である者であり、か つ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(7) 次のいずれかに該当する者 <u>96,064 円</u> ア 合計所得金額が、1,200,000 円以上 <u>2,000,000 円</u>未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの

イ 省略

(8) 次のいずれかに該当する者 <u>110,844 円</u> ア 合計所得金額が、<u>2,000,000 円</u>以上 3,200,000 円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの

イ省略

(9) 次のいずれかに該当する者 124,909 円 ア 合計所得金額が、3,200,000 円以上 4,000,000 円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの

イ省略

- (10) 次のいずれかに該当する者 132,256円 ア・イ 省略
- (11) 次のいずれかに該当する者 139,604円 ア・イ 省略
- (12) 次のいずれかに該当する者 146,952円 ア・イ 省略
- (13) 次のいずれかに該当する者 154,299円 ア・イ 省略
- (14) 前各号のいずれにも該当しない者 161,647 円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について の保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和 5 年度までにおける保険料率は、同号の規定に かかわらず、22,042円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号 被保険者についての保険料の減額賦課に係る令 和3年度から令和5年度までにおける保険料率 について準用する。この場合において、前項中 「22,042円」とあるのは、「33,064円」と読み 替えるものとする。
- 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和3年度から令和5年度までにおける保険料 率について準用する。この場合において、第2 項中「22,042円」とあるのは、「51,433円」と 読み替えるものとする。
- 第6条~第21条 省略

附則

第1条~第9条 省略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の 算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合 計所得金額に所得税法第28条第1項に規定す る給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する 公的年金等に係る所得が含まれている者の令和

3,000,000 円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの

- (9) 次のいずれかに該当する者 125,623 円 ア 合計所得金額が、3,000,000 円以上 4,000,000 円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 省略

イ省略

- (10) 次のいずれかに該当する者 133,012円 ア・イ 省略
- (11) 次のいずれかに該当する者 140,402円 ア・イ 省略
- (12) 次のいずれかに該当する者 147,792円 ア・イ 省略
- (13) 次のいずれかに該当する者 155,181円 ア・イ 省略
- (14) 前各号のいずれにも該当しない者 162,571 円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について の保険料の減額賦課に係る令和2年度における 保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,168 円とする。
- 被保険者についての保険料の減額賦課に係る令 和2年度における保険料率について準用する。 この場合において、前項中「22,168円」とあ るのは、「<u>33,253 円</u>」と読み替えるものとす る。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和 2 年度における保険料率について準用す る。この場合において、第2項中「22,168 円」とあるのは、「51,727円」と読み替えるも のとする。
 - 第6条~第21条 省略

附則

第1条~第9条 省略

- 3 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及 び第 13 号アに係る部分に限る。)の規定の適用 については、同項第 6 号ア中「租税特別措置 法」とあるのは、「所得税法第 28 条第 1 項に規 定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定 する公的年金等に係る所得の合計額について は、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算し た金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定に よって計算した金額の合計額から 10 万円を控 除して得た額(当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。)によるものとし、租税特別措置法」 とする。
- 2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率 の算定について準用する。この場合において、 同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」 と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。